

◇ 目標3 次代を担う子供達がたくましく成長し、  
自立する基盤づくり ◇

現状と課題

【(1) 子供の生きる力\*1をはぐくむ教育環境の整備】

- 子供の教育に対する家庭の役割の大切さについて保護者の理解を促し、家庭でしっかりと子供達に基本的な生活習慣を身に付けさせる必要があります。同時に保護者が、地域のつながりの大切さや地域参加へ目が向けられるよう働きかけることも必要です。また、幼稚園・保育所と小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実も重要です。
- 小1問題及び中1ギャップと言われるように、小学校及び中学校の入学後、長期間にわたって学習規律の乱れや学校不適應が生じる場合があります。平成20年度に小1問題が発生したと考えられる小学校は、都内の公立小学校の4校に1校の割合にも上り、早急に対応する必要があります。
- 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小学生は全国でも上位に位置しており、中学生も中位に位置していますが、今後さらに「確かな学力\*2」の定着に取り組む必要があります。
- 平成21年度の全国調査によると、東京都の児童・生徒の体力は全国平均を大きく下回っており、次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある体力向上施策が必要です。同時に、豊かな人間性や社会性、健康な心を育む機会の提供も必要です。

【(2) 次代を担う人づくりの推進】

- 自分の感情や行動をコントロールできない子供が増えており、将来に向けて社会の一員としての規範意識や公共心の育成が必要です。
- 社会の一員としての自覚や、事前の十分な検討が不足したまま就職し、数年で離職する若者に対し、望ましい勤労観・職業観の育成を図って行く必要があります。同時に、就職や育児を含めた自らの将来設計を、現実のこととして捉える機会を与えることも重要です。

- 就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った者、また少年院等を出院し地域での生活に困難を抱える者など、社会的自立に困難を抱える若者の実態を把握し、自立支援に向けた取組を進める必要があります。

※ 1 生きる力・・・変化の激しいこれからの社会を生きる子供達に身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

※ 2 確かな学力・・・知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

## 取組の方向性

### 【(1) 子供の生きる力を育む教育環境の整備】

- 幼児が小学校入学後の学習や集団生活に適応できるように就学前教育カリキュラムを開発し、実証研究の成果を踏まえつつ、都内の幼稚園・保育所と連携して導入を進めます。
- 小学校への入学を円滑に行うため、小・中学校の学級規模等に関して、東京都版の新たな学級編制方針を策定します。
- 都独自の学力調査や発展的な内容を含む教材を活用し、授業改善、習熟度に応じた指導を進めるとともに、外部人材の活用により、新学習指導要領への移行による授業時間数の増加に対応します。
- 子供の体力向上の調査研究を進め、子供たちがスポーツや運動に親しむ機会の提供、子供が元気に走り回って遊べる環境を整備します。また、子供達の豊かな人間性と健やかな心を育てるため、文化活動や奉仕活動及び自然とのふれあい等、様々な体験や人との関わりを得る機会を提供していきます。

## 【(2) 次代を担う人づくりの推進】

- 都立高校等における在学時からのキャリア教育<sup>※3</sup>の充実を図り、あわせて、若年者の雇用就業支援事業を促進します。
- 積極性、人間関係の構築力、困難に挑戦する意欲、豊かな人間性等を育てるための教育を進めます。また、社会の発展に貢献できる若者の育成を目指し、乳幼児期からの子供の教育を支援するとともに、規範意識や公共心を育む教育を推進していきます。
- 乳幼児に接したことがない若い世代が増えていることから、高校・大学で学ぶ時期に、保育園等で乳幼児に接する機会を提供し、将来子供を持った場合に心のゆとりを持って子育てができるよう乳幼児についての基本的な理解を図ります。
- 子供達が自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、成長の様々な段階で、現場実習や就業体験といった、社会で働くことの意義を学び、勤労観や職業観を育成する機会を与えていきます。
- 区市町村と連携して相談・支援を行う「ひきこもりセーフティネットモデル事業」を実施すると共に、民生・児童委員等の地域人材と連携した家庭への働きかけを行います。  
また、「東京ひきこもりサポートネット」におけるメール・電話相談や、訪問相談等の支援プログラムを通じて若者の自立を支援していきます。

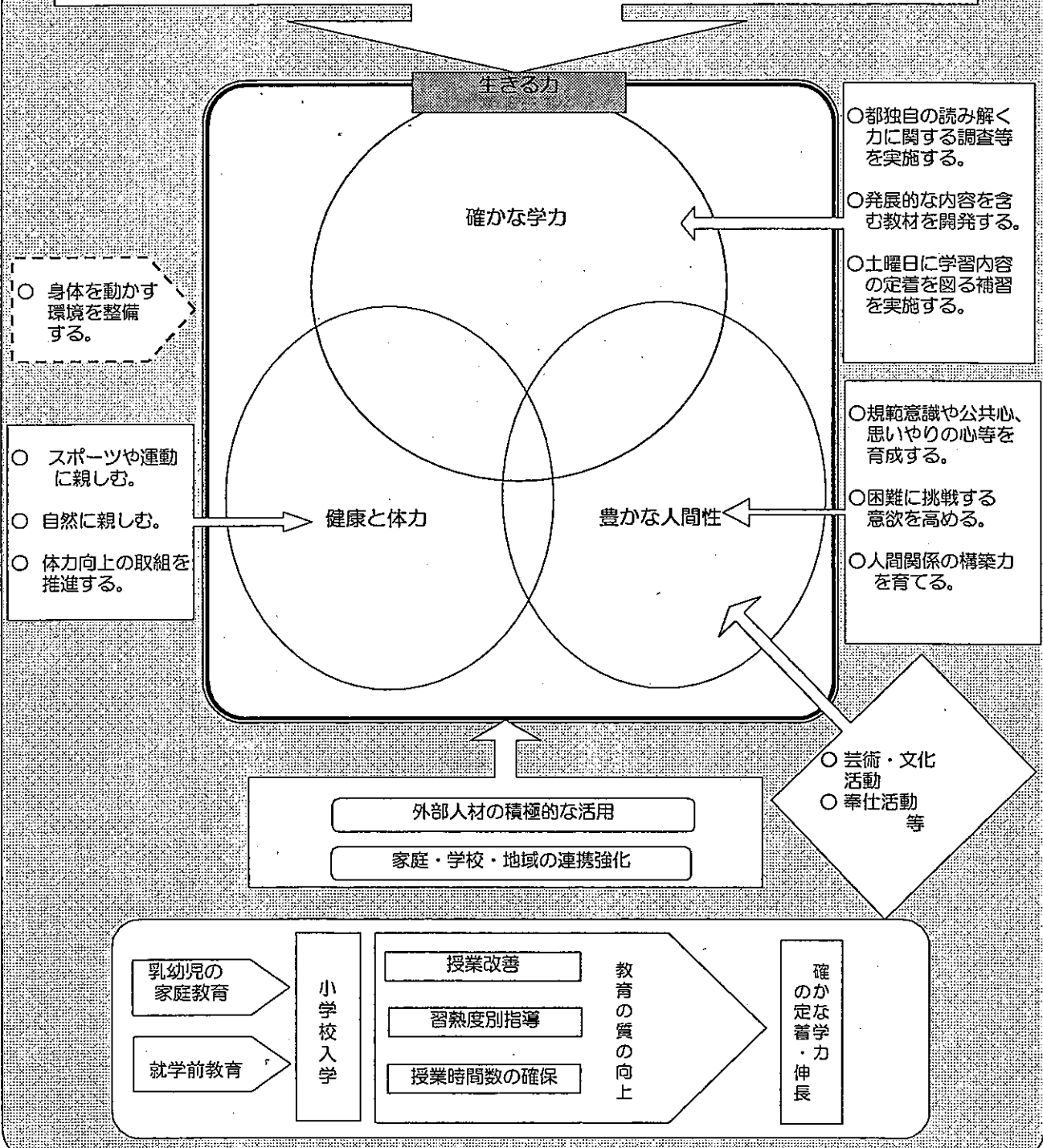
※3 キャリア教育・・・各学校段階の児童生徒に対し、将来自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値感などを学校内外のあらゆる活動を通じて組織的・計画的に育成しようとする力

重点的取組⑦ 子供の生きる力を育む環境の整備

変化の激しいこれからの社会を生きる子供達に求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

これからの社会を切り拓いていく子供達に求められるもの

- 様々な文化や価値観を持つ多様な主体との共存や、激しい競争社会を生き抜く力
- 相手の考えや気持ち、立場などを「想像」し、新たな関係や社会を創造する力



**重点的取組⑧ 若者の社会的自立の促進**

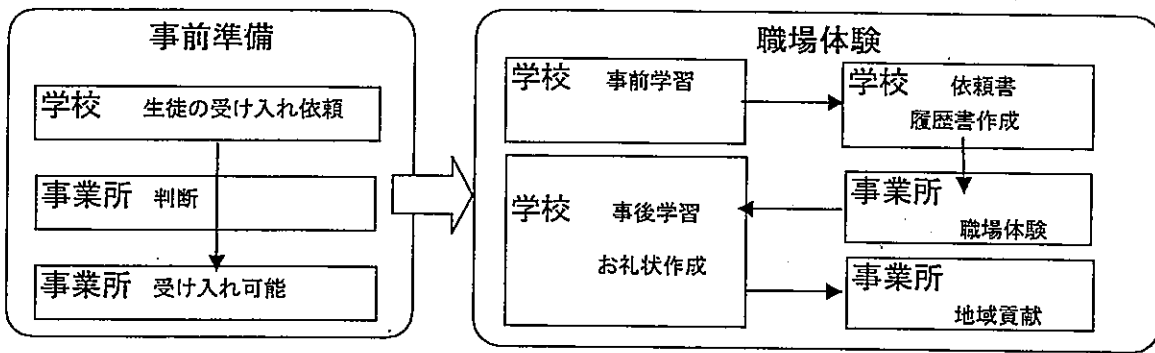
子供の成長段階に応じて必要な情報が提供される仕組みづくりに努め、次代を担う若者の自立支援や職業観の育成等を進めていきます。

**職業観・勤労観の育成**

社会の一員としての自覚を高め、働くことの意義を理解する機会を設けます。

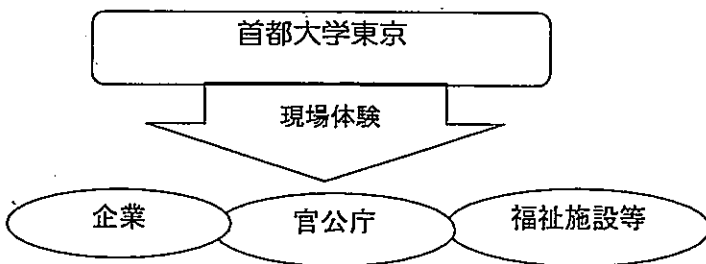
○ 中学生の職場体験

- ・働くこと、学ぶことの意義に気づかせるために、公立中学校等における職場体験を実施しています。
- ・5日間程度実際に仕事を体験し、社会性や勤労観などを身に付ける機会の提供です。



○ 首都大学東京の「現場体験型インターンシップ」

現場での実習から社会で働く意義を学び、社会の課題等についての認識を深めます。



○ 勤労観・職業観育成推進プラン

**次代の親の育成**

将来親になり、子育てをしていくことへの理解や啓発を図ります。

- 「高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実
- 生涯を通じた女性の健康支援事業

**ひきこもり対策の実施**

○ 「東京都ひきこもりサポートネット」におけるメール・電話相談のほか、東京都若者参加応援ネット「コンパス」による訪問相談や社会体験活動等の支援プログラムを通じて、若者の自立を支援する。

目標3 「次代を担う子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり」の事業一覧

(1) 子供の生きる力を育む教育環境の整備

84	子供向け舞台芸術参加、体験プログラム	生活文化 スポーツ局
子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加、体験プログラムを実施します。		
85	芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化 スポーツ局
東京文化発信プロジェクトの一環として、子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。		
86	「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁
<p>郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立学校の学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」開設校の拡大</li> <li>・小・中・高の系統性を踏まえた指導資料の作成・配布</li> <li>・推進校事業の実施（日本の伝統・文化の発信）</li> <li>・指導者養成研修の実施</li> <li>・日本の伝統・文化理解教育実践発表会の開催</li> </ul>		
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	生活文化 スポーツ局
子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたって運動に親しむ機会を拡大するため、世代を超えて参加できる地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。		
88	児童・生徒の体力テストの実施	教育庁
児童・生徒の体力づくりを推進するため、都内公立学校（抽出）において体力テストを実施し、東京都の児童・生徒の体力の現状を明らかにします。		
89	スポーツ教育の推進	教育庁
スポーツ教育推進校の指定を拡大し、体力向上や体育授業の充実を図ります。また、スポーツの理解啓発やアスリートの学校派遣、中学校「東京駅伝」を開催し、スポーツ教育の推進を図ります。		
90	東京都学校体育実技指導者講習会の実施	教育庁
教員の体育実技の指導力の向上を図るため、講習会を行います。		
91	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」と、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」を開発・提供することで、幼稚園及び保育所における質の高い幼児教育を推進します。		
92	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4年及び中学1年で、「基礎的・基本的な事項に関する調査」を抽出校及び希望校を対象に実施し、その結果を分析した報告書を各学校に配布します。</li> <li>・調査の結果分析及び新学習指導要領を踏まえて現行の「児童・生徒のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」を改訂し、教員に配布します。</li> <li>・東京ミニマムを活用した実践事例を作成し、教員に配布します。</li> <li>・「児童・生徒のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」の趣旨等を紹介するリーフレットを作成し家庭に配布します。</li> <li>・「確かな学力向上実践研究推進校」を設置し、授業公開や研究協議会等を通して全ての学校の授業改善に役立てます。</li> <li>・指導主事による「特別訪問」を各学校の求めに応じて実施し、授業改善推進プランに基づく授業改善の取組について具体的に指導・助言します。</li> </ul>		

93	公立学校の補習の充実	教育庁
<p>外部指導者の活用により、小・中学校及び都立高校における土曜日の補習の一層の充実を図るため、次の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部指導者の報償費を予算化して実施する区市町村、既に予算措置をしている区市町村における新規実施校を対象にした報償費の半額補助</li> <li>新たに講習（補習）を実施する全日制普通科高校を対象にした外部指導者の報償費の全額支給</li> </ul>		
94	道徳授業地区公開講座の実施	【実施主体 区市町村】 教育庁
<p>公立小・中学校等における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の教育の在り方について、家庭・学校・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進します。</p>		
95	生活指導担当指導主事連絡会	教育庁
<p>東京都教育委員会及び各区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事が一体となって、生活指導上の課題について協議し、児童・生徒を健全に育成する取組を推進します。</p>		
96	スクールサポーター制度	警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行います。</p>		
97	未来を拓く体験発表会	教育庁
<p>各学校における体験活動の一層の充実を図るため、学校における児童・生徒の体験活動の実践発表や、体験活動の重要性などについての講演を実施します。</p>		
98	親子ふれあい教室	教育庁
<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催します。</p>		
99	ボランティアの日の設定と取組の充実	教育庁
<p>社会生活における役割や責任感を培い、豊かな人間性や社会性等を育成するため、すべての都立高等学校が「ボランティアの日」を設定（平成15年度）し、生徒のボランティア活動の充実を図ります。</p>		
100	奉仕体験活動の必修化	教育庁
<p>生徒が、奉仕体験を通して、他人に共感し社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、平成19年度から都立高校全校で、奉仕体験活動を必修としています。</p>		
101	トライ＆チャレンジふれあい月間の実施	教育庁
<p>児童・生徒が多様な人間関係の在り方を学び、社会の一員としての自覚を高めるために、6月及び11月を「ふれあい月間」とし、子供主体の奉仕活動・体験活動の推進を図っています。</p>		
102	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
<p>ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>思春期・青年期の専門相談の実施</li> <li>学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催</li> </ul>		
103	エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施	福祉保健局
<p>都民のエイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行います。</p>		
104	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
<p>都立特別支援学校、都立中学校、都立中等教育学校、都立高校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進します。</p>		
105	薬物乱用防止対策	福祉保健局
<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止教室、薬物乱用防止ポスター・標語の募集</li> <li>薬物乱用防止高校生会議、啓発パンフレット・リーフレット等の整備</li> <li>有職少年、無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大</li> </ul>		

106	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁
<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発</li> <li>・小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募</li> </ul>		
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
*NO.8参照		
107	放課後子どもプラン（放課後子供教室）	教育庁
小学校等施設を活用した、子供達の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保を進めます。		
108	児童館等整備費補助	福祉保健局
児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援します。		
109	早期からの「しつけ」の後押し事業	青少年・治安対策本部
親が、子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識を育ていけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。		
110	乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト	教育庁
子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。		
111	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要があります。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進します。		
112	地域教育活動を担う教育サポーターの養成	教育庁
これからの学校教育は、学校と地域との連携を強化し、地域総ぐるみで学校を支え、教育活動を活性化させていくことが重要であるため、団塊の世代をはじめとする地域住民を、教育サポーターとして養成し、教育活動の支援者として活用していく仕組みづくりを進めていきます。		
113	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域が協働する取組を推進します。		
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO.1参照		
再掲	先駆型子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
*NO.2参照		
再掲	子育て・介護支援融資	産業労働局
*NO.55参照		
再掲	安心で自由な子供の遊び場の整備	建設局
*NO.217参照		



114	私立幼稚園に係る助成	生活文化 スポーツ局
<p>○ 私立幼稚園経常費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。</p> <p>○ 私立幼稚園教育振興事業費補助 都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校法人立（学校法人化志向園を含む）以外の私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p>○ 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p>○ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</p>		
115	私立学校助成	生活文化 スポーツ局
<p>○ 私立学校経常費補助等 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する等を行います。併せて社会のニーズに応じた私立学校の取組を促進します。</p> <p>○ 私立高等学校等特別奨学金補助等 私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にするため、東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業の経費を補助する等を行います。</p>		

## (2) 次代を担う人づくりの推進

116	中学生の職場体験	青少年・ 治安対策本部 教育局
<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、全公立中学校等における職場体験の実施を目標に、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、職場体験の拡大実施を促します。</p>		
117	首都大学生のインターンシップ	総務局
<p>首都大学東京では、都や区、市、企業等の現場での実習を通じて社会を知り、社会で働くことは何かを学ばせるため、主として学部1、2年生を対象に、教養教育の一環として「現場体験型インターンシップ」を実施しています。</p>		
118	勤労観・職業観育成推進プラン	教育局
<p>生徒の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図ります。</p>		
119	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育局
<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が共同して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。</p>		
120	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・ 治安対策本部
<p>ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人等を対象としたメール相談と電話相談を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若年者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施しています。</p>		
121	ひきこもり等防止対策事業	青少年・ 治安対策本部
<p>区市町村と連携して各地域においてネットワークを構築し、ひきこもりに陥る可能性のある者に対して個人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、地域支援者へ講習会を実施するなど、地域における支援を推進します。</p>		
122	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・ 治安対策本部
<p>就労でのつまづきや人間関係の悩み、漠然とした不安・孤独などを感じている、主に18歳以上の若者を対象とした相談事業を実施します。</p>		

123	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部
<p>非行少年の立ち直りを支援するため、就学、就労、生活自立に関する相談対応や居場所の提供を行う立ち直り支援センター「びあすぽ」を運営するとともに、少年の更生に取り組む保護司の活動に対する支援を行います。また、区市町村における立ち直り支援モデル事業を行います。</p>		
124	登校支援員活用事業	教育庁
<p>退職した教員や警察官、民生委員・児童委員、教員志望の学生などを「登校支援員」として活用し、不登校が増加する中学1年生を中心に、登校時の家庭訪問や登校後の学習支援などを行います。</p>		
125	スクールカウンセラーの配置	教育庁
<p>児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する人をスクールカウンセラーとして都内公立中学校全校に配置し、悩みをもつ児童・生徒等を支援します。</p>		
126	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁
<p>臨床心理士等の専門家スタッフや学生等スタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適應の悩みをもつ児童・生徒等を支援します。</p>		
127	東京都教育相談センターのいじめ相談	教育庁
<p>いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行います。</p>		
128	チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
<p>学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援します。高校・大学などへの入学等一定条件を満たした場合は、申請により、償還が免除されます。</p>		
129	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業等）	産業労働局
<p>・勤労観を醸成し、職業的自立の促進を図るため、東京しごとセンターにおいて、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施します。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施します。          ・社会全体で若年者の職業的自立を支えるしくみづくりを進めるため、インターンシップの受入れなどを行う若者支援サポーター企業の組織化を図ります。</p>		
130	公共職業訓練の実施	産業労働局
<p>職業能力開発センター等において、若年求職者に対し、職業に必要な技術や知識を習得させるために、概ね30歳以下を対象とした科目を設定し、職業訓練を行います。</p>		
131	ものづくり人材育成連携事業（ものづくり教育支援プログラム事業）	産業労働局
<p>児童・生徒に「ものづくり」への興味を持たせるとともに、就業意識の向上を図るため、小・中学生や高校生を対象に、「ものづくり」の楽しさ・素晴らしさ・達成感を体験できる機会を提供します。</p>		
132	東京版デュアルシステム	教育庁
<p>実践的な技能・技術を身に付けた人材育成を行うため、都立高校と企業が連携して行う新しい職業教育システムとして、企業における長期就業訓練等を行います。平成16年に開校した六郷工科高校で実施していますが、卒業生の半数以上が協力企業に就職しています。現在、他の工業高校へ導入するための検討を行っています。</p>		

コラム◎

保育園・幼稚園と小学校の連携

作成中

